

平成20年度 美しい町づくり事業補助金

～美しい町づくりを支援します～

■対象となる事業（地区または団体で行う事業）及び補助金の限度額は下表のとおりです。

区 分	補 助 率	限 度 額
花 壇 の 整 備	工事費の9/10	20万円
花の苗、球根等の購入	購入費の9/10	10万円
景観作物の種子の購入	購入費の9/10	10万円
景観樹木の苗木の購入	購入費の9/10	10万円

■申 請 期 間 平成20年4月 1日（火）～5月9日（金）

■事業実績報告 平成21年3月31日（火）まで

■注 意 事 項

- 補助対象となるものは、花壇の整備は工事費（業者が施工した場合で、地区、団体に施工した場合の労務賃は、補助対象となりません。）材料費は対象となります。
- その他の事業については、花の苗、球根、種子、苗木代が補助対象となります。
- 肥料代、土代は、苗、球根、種子、苗木代のそれぞれ2割までが補助対象として認められます。
- 植栽費は、「景観樹木の苗木の購入」のみ認められます。
- その他のものについては、補助対象となりません。

※事業完了届提出の際の注意事項

- 領収書は、必ず地区名、団体名で書いてもらってください。
- 領収書はコピー可
- 納品書等明細のわかるもの、事業実施前・完了後の写真も添付してください。

お問い合わせ 鏡野町役場町民環境課 ☎0868-54-2984 または、各振興センター地域振興課

高等学校等通学助成金制度のご紹介

高校生等通学助成事業制度をご活用ください！

鏡野町では、高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することにより、保護者等の財政的負担の軽減を図るとともに、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため、助成事業を行っております。

対 象 鏡野町に住所を有する20歳までの者（住民基本台帳法及び外国人登録法に記載のある者）で交通手段を問わず本町内の住所地から高等学校等に通学する者及びやむを得ず本町内の住所地を離れ、高等学校等に通学する者で第3学年在学者までを対象とします。

＊ 高等学校等とは、学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・盲学校、聾学校、養護学校の高等部及び同法82条の2に規定する専修学校の高等課程をいいます。

助成額 自宅から高等学校等までの距離が

15km以上30km未満	1ヶ月3,000円
30km上	1ヶ月5,000円

＊ 距離については、公共交通機関を利用した場合の距離です。

支払いは、年間助成額（12ヶ月分）を一括でお支払いさせていただきます。

＊ 中途退学等があった場合、その旨を町長へ届け出ることが必要であり、過受給となる場合は、月割計算により返還が生じる場合があります。

詳細のお問い合わせ及び様式の請求は、鏡野町役場企画課または各振興センター地域振興課までお願いします。

